



厳しい暑さが続いております。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向

① 労働安全衛生法及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の変更(厚生労働省、経済産業省、環境省)

労働安全衛生法及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく新規化学物質のうち有機化学物質の名称について、平成25年12月にIUPACから新たな勧告(「Nomenclature of Organic Chemistry, IUPAC Recommendations and Preferred Names 2013」)が出されたことを受け、平成30年4月1日以降に届出される新規化学物質の名称については、原則、2013年勧告に準拠し、同勧告で定義されるPIN(Preferred IUPAC Name)を使用して命名を行うこととなった。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/report/name_IUPAC2013.pdf

② 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料の公開(厚生労働省)

厚生労働省は7月13日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会の資料を公開した。議題は以下の食品中の残留農薬等に係る残留基準設定についてである。

・動物用医薬品ガミスロマイシン ・動物用医薬品チアムリン ・農薬及び動物用医薬品ジノテフラン

・農薬シアナジン ・農薬フロトキン ・農薬マンジプロパミド <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000170764.html>

海外動向

① 国連GHS文書の改訂第7版の公表(国連欧州経済委員会(UNECE))

7月、国連欧州経済委員会(UNECE)は国連GHS文書改訂第7版を公表した。改訂第7版では、可燃性ガスのカテゴリ1への分類についての基準改定、いくつかの健康有害性クラスの定義の明確化、小さな容器のラベル表示についての新しい例等が記載されている。同書はUN Bookshopから注文して入手できる。

<http://www.unece.org/trans/resources/publications/transdangerpublidg-publications/2017/globally-harmonized-system-of-classification-and-labelling-of-chemicals-ghs-rev7/doc.html>

<http://www.unece.org/trans/danger/publi/order.html>

② 新たなSVHC候補物質追加の公表(欧州化学品庁(ECHA))

7月10日、ECHAはPerfluorohexane-1-sulfonic acid and its salts(PFHxS)をvPvB(極めて難分解性、高い生体蓄積性を有する物質)を理由に、新たにSVHC候補物質に追加した。これにより、SVHC候補物質は計174物質となった。その他、4,4'-isopropylidenediphenol(bisphenol A; BPA)及び4種類のフタル酸エステルをヒト健康に対する内分泌かく乱作用を有する理由でSVHC候補物質のエントリーを更新した。4種類のフタル酸エステルは以下のとおり。

・Benzyl butyl phthalate(BBP) ・Bis(2-ethylhexyl)phthalate(DEHP) ・Dibutyl phthalate(DBP)

・Diisobutyl phthalate(DIBP)

<https://www.echa.europa.eu/-/one-new-substance-added-to-the-candidate-list>

③ ナノマテリアルの情報にアクセスできるEUの新たなウェブサイト(欧州化学品庁(ECHA))

ECHAはEU市場におけるナノマテリアルに関する情報にアクセスできる新たなウェブサイト(European Union Observatory for Nanomaterials(EUON))を開設した。

<https://www.echa.europa.eu/-/eu-observatory-for-nanomaterials-launched>

<https://euon.echa.europa.eu/>



